

# 2018.11.11(日) 第22回体協ウォーキング 申込書

お申込先

必要事項をご記入のうえ、郵送または直接お持ちください。

(公財)静岡市体育協会 事務局  
〒422-8006 駿河区曲金3-1-10 ツインメッセ静岡 西館2F  
TEL: 054-654-5151 FAX: 054-283-6777

中央・東部・北部・南部・長田・蒲原体育館、  
清水清見瀧公園スポーツセンター、  
西ヶ谷・清水総合運動場の窓口でもお申し込みをお受けします。

	(ふりがな) 氏名	住所	携帯電話番号 (お持ちでない場合は固定電話番号)	年齢	性別	貸切バス 乗車場所
(代表者) 1	-----	葵区 駿河区 清水区	-----	歳	男・女	JR静岡駅 JR清水駅 利用しない
2	-----	葵区 駿河区 清水区	-----	歳	男・女	JR静岡駅 JR清水駅 利用しない
3	-----	葵区 駿河区 清水区	-----	歳	男・女	JR静岡駅 JR清水駅 利用しない
4	-----	葵区 駿河区 清水区	-----	歳	男・女	JR静岡駅 JR清水駅 利用しない
5	-----	葵区 駿河区 清水区	-----	歳	男・女	JR静岡駅 JR清水駅 利用しない
6	-----	葵区 駿河区 清水区	-----	歳	男・女	JR静岡駅 JR清水駅 利用しない

おおよその歩行速度に○を付けてください。(わからない方は無記入でも結構です)

遅め(3km/h) ・ やや遅め(4km/h) ・ やや速め(5km/h) ・ 速め(6km/h)

※ ご記入いただいた歩行速度は、班分けの参考にさせていただきます。当日の歩行速度とは異なりますので、あらかじめご了承ください。

お申込みの際は、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上、お申し込みください。

※旅行条件書(全文)は、(公財)静岡市体育協会事務局または管理施設でお受け取りになるか、協会ウェブサイトにてご覧ください。

下記旅行条件は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

## ●募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、(公財)静岡市体育協会(以下「当協会」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加される旅行者は当協会と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。  
(2)旅行契約の内容・条件は、ウェブサイト、パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当協会約款」といいます。)によります。なお、下記旅行条件と別途お渡しする旅行条件書(全文)に記載された条件との相違がある場合は、下記旅行条件が適用されます。

## ●お申込み条件

お申し込み時点で20歳未満の方は、親権者の同行または同意書が必要で、中学生以下の方は、保護者の同行を条件とさせていただきます。

## ●お申込みと契約の成立

所定の申込用紙に必要事項をご記入いただき、必要な同意確認をした上で、当協会へご提出ください。旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

## ●旅行代金のお支払い

旅行出発日当日にお支払いください。

## ●旅行者による旅行契約の解除

旅行者は取消料をお支払いいただくことなく、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当協会の受付

時間内にお受けします。

## ●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食代、及び消費税等諸税。これらの費用は、旅行者の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は旅行代金に含まれません。)

## ●旅行者の責任

旅行者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくは旅行者が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を受けた場合は、当協会は旅行者から損害の賠償を申し受けます。

## ●個人情報の取り扱い

当協会はお申し込みの際に提出された書面に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当協会はサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用していただくことがあります。

## ●特別補償

当協会は、当協会又は当協会が手配を代行させた者の故意過失の有無にかかわらず、当協会約款特別補償規程に基づき、旅行者が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきまして以下の金額の範囲にお

いて、保証金または見舞金を支払います。

- ・死亡保証金:1500万円
- ・入院見舞金:2~20万円
- ・通院見舞金:1~5万円
- ・携行品損害補償金:旅行者1名につき~15万円(但し、補償対象品1個または1対あたり10万円を上限とします。)

## ●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2018年9月1日を基準としています。また、旅行代金は2018年9月1日の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

## ●その他

この旅行に関して、ご不明な点がございましたら、記載の当協会旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

## ■旅行企画・実施■

静岡県知事登録旅行業第2-664号  
一般社団法人全国旅行業協会正会員

公益財団法人静岡市体育協会

〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金3-1-10  
ツインメッセ静岡 西館2F  
TEL: 054-654-5151 FAX: 054-283-6777  
国内旅行業務取扱管理者 後藤康太・亀山真也

職員記入欄	受付日時	月	日	時	分	受付施設	受付者
-------	------	---	---	---	---	------	-----